

昭和  
三十五年  
公文雜纂卷四

請願  
陳情

国立公文書館	
分類	37
排架番号	2 A
	29-1
	3145



例定金償還及利息支拂方法  
 借入後五年間毎箇、借入後二十年間毎箇償還  
 利息は借入後五年間毎箇

(備考) 借し者の要則及び借費は款限によつて多少變更せられる  
 ことである。

上

乙 第二九〇號  
 案 昭和三十五年 六月三十日 決  
 定 昭和三十五年 六月三十日 施行 昭和三十五年 六月三十日

内閣官房長官

内閣官房副長官



外務省 駐米諸島日本領事館の陳情書

米領事館 遺失後遺に關する決議

文部省 一、六、五例、秋合整備に關する補正予算計上について陳情書

(保正) 一、肥料対策春減のたりに臨時機材の緊急設置の要望

(シ) 一、七月十五日在外同胞帰郷促進大会延期に關する件報告

運輸省 一、國領の計画される東北本線古河栗橋間の地質に信子所  
 新設に一部変更して新駅及び旅客専用軌道として開設の  
 陳情書及び意見書

39

推之二九〇  
 推之二九一  
 推之二九二  
 推之二九三  
 推之二九四  
 推之二九五

又部一六五号政達兼用庫補助に關する陳情書(三件)  
右供覽

回付案

昭和十五年六月三日

内閣官房長官

外務省事務次官  
又郵務事務次官  
厚生事務次官  
逓信事務次官

方(各通)

別紙

付名

提出

右費者主管のものとして認めらるるのと同付しませう。

日本農業協同会  
昭和廿五年六月十四日

日本農業協同会  
会長 石川 一郎

「肥料対策審議のたりに臨時機関の緊急設置を要望す」御送付の件  
拜啓 肥料配給公団の休止並に肥料補給金の削減問題の重要性に鑑み  
本会においては同問題を慎重審議の結果別紙「肥料対策審議のたりに  
臨時機関の緊急設置を要望す」を決議し、六月十三日内閣総理大臣、  
大蔵大臣、農林大臣、通商産業大臣並に経済安定本部総務長官に建議  
いたしましたので御参考までに一部向封御送付申し上げます。  
敬具